

地域活動に尽力 おめでとう 住民活動賞



5月23日の表彰式で

秋田市民憲章推進協議会では、町内会活動や交通安全、声かけ運動、環境美化活動など地域活動に功労があった個人22人、1団体に、平成23年度の住民活動賞をお贈りしました。

受賞者のみなさん(敬称略。カッコ内は地区)

- 田中一子(保戸野)
- 三浦修一(桜小)
- 竹田太郎(旭南)
- 佐藤順一(太平)
- 佐藤晴男(茨島)
- 大友武夫(東)
- 佐々木文男(土崎)
- 佐藤清一(築山)
- 伽羅谷睦子(土崎)
- 相場政雄(仁井田)
- 菅原宗雄(土崎)
- 榎 民子(四ツ小屋)
- 古谷洋子(寺内)
- 小松友子(大住)
- 鎌田金光(将軍野)
- 佐藤久治(下新城)
- 佐藤 進(外旭川)
- 奈良隆吉(金足)
- 佐藤克也(新屋)
- 藤原徳男(岩見三内)
- 安田浩一(新屋勝平)
- 泉おんど普及クラブ(泉)
- 佐藤貞子(下浜)



計量器の定期検査

計量器を取引や証明のために使用する場合は、下表の会場で必ず定期検査を受けてください。

検査対象
計量器の
おもな用途

- ①商店などで量り売りに使用するもの
- ②病院、学校などで記録・証明に使用するもの
- ③宅配便など料金特定に使用するもの

おもな
検査手数料

- ばねばかり1器▶500円(100^円以下)
電気式ばかり1器▶1,400円(100^円以下)

検査地区	検査日時	会場
泉	7月4日(月)10:00~11:30	泉地区コミセン
保戸野	7月4日(月)13:30~15:00	保戸野地区コミセン
東通・横森	7月5日(火)10:00~11:30	東地区コミセン
千秋・手形	7月5日(火)13:30~15:00	明徳地区コミセン
牛島・卸町	7月7日(木)10:00~11:30	南部公民館
楢山・南通	7月7日(木)13:30~15:00	楢山地区コミセン
中通	7月11日(月)10:00~15:00	秋田市計量検査所
旭南・茨島	7月12日(火)10:00~15:00	
山王・旭北・大町	7月14日(木)10:00~15:00	
川尻・川元・八橋	7月15日(金)10:00~15:00	

※上表の日程で都合がつかない場合は、他の地区で検査を受けるか、市に代わって検査機関が行う代行検査を受けてください。

問い合わせ

秋田市計量検査所(生活総務課内)
☎(866)2074

国民年金

保険料の免除申請

所得の減少や失業、り災などで国民年金保険料の納付が困難な場合、本人の申請によって免除される「申請免除制度」があります。免除された期間は年金を受けるための受給資格期間(25年)に算入されます。

※一部の免除は、納付しなければ年金を受ける資格期間などに算入されません。



免除の種類と納付額(月額)など

- 全額免除▶免除期間すべてが受給資格期間に、免除期間の2分の1が納付済期間に算入されます。
- 4分の3免除▶納付額3,760円を納付すると、免除期間すべてが受給資格期間に、免除期間の8分の5が納付済期間に算入されます。
- 半額免除▶納付額7,510円を納付すると、免除期間すべてが受給資格期間に、免除期間の4分の3が納付済期間に算入されます。
- 4分の1免除▶納付額11,270円を納付すると、免除期間すべてが受給資格期間に、免除期間の8分の7が納付済期間に算入されます。
- 若年者納付猶予▶学生以外の30歳未満のかたが対象。全額の納付を猶予します。猶予期間は受給資格期間に入りますが、納付済期間には算入されません
*学生を対象にした「学生納付特例」については、国保年金課へお問い合わせください。

免除には審査があります…保険料の免除は、本人、世帯主、配偶者などの所得を審査し決定します。審査基準など詳しくは、国保年金課にお問い合わせください。

免除・猶予が承認された保険料は追納できます…10年以内なら、保険料をさかのぼって納める(追納)ことができ、将来の年金額は通常どおり納めた場合と同じです。

申請期間

平成22年7月~23年6月分▶8月1日(月)まで
平成23年7月~24年6月分▶平成23年7月1日(金)から平成24年7月31日(火)まで

*平成23年6月分までの申請時に、全額免除、若年者納付猶予の継続を希望したかたは、平成23年7月分からの申請が必要ない場合があります。免除の継続審査については、日本年金機構から送られる通知をご覧ください。

持ち物

年金手帳と印鑑。失業や災害が理由のかたは、その事実を証明できるもの(雇用保険受給資格者証、離職票、り災証明書など)

申請窓口

国保年金課(議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所

問い合わせ

免除・猶予の申請…国保年金課資格担当 ☎(866)2097
免除の継続通知…秋田年金事務所 ☎(865)2399